

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

| | | |
|-----|----------------|--------------------------------|
| 申請者 | フリガナ 氏名又は名称 | マルコウ セツビ マルコウ設備株式会社 |
| | 住所 | 〒619-0247 京都府相模野郡精華町柏田一丁目17番地2 |
| | フリガナ 代表者氏名 | キノシタ コウジ 代表取締役 木下 孝司 |
| | 電話番号 | TEL 0774-93-0025 |
| | FAX番号 | FAX 0774-93-0102 |
| | メールアドレス | maruko-setubi@snow.ocn.ne.jp |

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業の 管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | ✓ | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ | | | |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 マルコウ設備株式会社
住 所 〒619-0247 京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2
代表者氏名 代表取締役 木下孝司

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| | | | |
|--------------------|-------------------------------|--------|-----------|
| フリガナ 氏名又は名称 | マルコウ セツビ マルコウ設備株式会社 | | |
| 住 所 | 〒619-0247 京都府相楽郡精華町狛田一丁目17番地2 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | キノシタ コウジ 代表取締役 木下孝司 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 給水装置工事主任 技術者の氏名 | 杉田 かおり | 木下 かおり | |

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二五七一三六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 木下 かおり

昭和四十九年六月三十日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和三年十二月十六日

厚生労働大臣 後藤 茂

